

平成22年6月15日

第2188号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

### 規 則

- 秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（29・長寿社会課）…… 1
- 告 示
- 公有水面の埋立ての免許（297・水産漁港課）…………… 1
- 建築基準法による道路位置の指定（298・由利地域振興局建設部）…………… 2
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の変更（鹿角地域振興局農林部）…………… 2
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（52）…………… 2
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定（53）…………… 3

## 規 則

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第二十九号

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成五年秋田県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下」を「平成五年秋田県条例第四十一号。以下」に改める。

第二条第六号中「国立高度専門医療センター」を「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 秋田県告示第297号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月15日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 埋立免許の日 平成22年6月8日
- 2 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 秋田県
  - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
  - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐竹敬久
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域
 

位置 にかほ市平沢字上町42番地先の公有水面

面積 228.65平方メートル
  - (2) 埋立に関する工事の施行区域
 

位置 にかほ市平沢字上町4番14から同字43番3を経て同字49番1に至る間の土地に接する臨港道路敷地及び同字42番地先の公有水面

面積 4,773.30平方メートル

4 埋立地の用途 - 3.0メートル岸壁用地

秋田県告示第298号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第55号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成22年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市川口字家妻212-2 田 中 浩 子	由利本荘市中梵天99-2の内、99-3	34.50メートル	4.00メートル	平成22年6月8日

公 告

大森良蔵ほか14人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（草木地区経営体育成基盤整備事業（面的集積型））変更計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成22年6月18日から同年7月15日まで
- 3 縦覧場所 鹿角市役所

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十二号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年六月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和二十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第一中

医療法人明和会中通病院	秋田市南通みその町三番十五号	を
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町三番十五号	に改め、
医療法人明和会中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目一番五十八号	を
社会医療法人明和会中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目一番五十八号	に改め、

シヨウ病院		
医療法人明和会大曲 中通病院	大仙市大曲上栄町四番三号	を
社会医療法人明和会 大曲中通病院	大仙市大曲上栄町六番四号	に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 秋選管告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会を開催することができる施設について名称等に変更があった旨、美郷町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年6月15日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 変更後

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	変 更 年 月 日
美郷町中央体育館	仙北郡美郷町六郷字安楽寺287番地	平成22年6月2日
美郷町中央ふれあい館	仙北郡美郷町野中字下村37番地の1	平成22年6月2日
美郷町六郷東根コミュニティセンター	仙北郡美郷町六郷東根字上中村37番地の1	平成22年6月2日
美郷町北体育館	仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地390	平成22年6月2日
美郷町南ふれあい館	仙北郡美郷町飯詰字北中島37番地1	平成22年6月2日

## 変更前

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
美郷町六郷体育館	仙北郡美郷町六郷字安楽寺287番地	昭和62年3月12日
美郷町老人福祉センター清水苑	仙北郡美郷町野中字下村37番地の1	昭和62年3月12日
美郷町六郷交流センター	仙北郡美郷町六郷東根字上中村37番地の1	平成8年2月19日
美郷町千畑体育館	仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地390	昭和55年3月7日
美郷町仙南交流センター	仙北郡美郷町飯詰字北中島37番地1	平成元年7月7日

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号